

●平成27年度「臨時福祉給付金」を支給

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い人に対する、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」を支給します。

この給付金を受け取るには、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要です。

給付対象

平成27年度分市民税（均等割）が課税されていない人

注）市民税（均等割）が課税されている人の扶養親族や、生活保護制度の被保護者となっていない場合などは対象外です。

備）市民税（均等割）が非課税となる人

○扶養親族がない場合
前年の合計所得金額が35万円以下の人

○控除対象配偶者または扶養親族がいる場合

前年の合計所得金額が35万円×（控除対象配偶者または扶養親族の人数+1）+21万円で求めた金額以下の人

注）DV被害により避難している人については、守口市に住民票がなくても、守口市での申請受付ができる場合があります。

給付額 1人6千円（1回限り）

支給予定日 10月中旬以降

（申請受付後2カ月程度）

基準日 平成27年1月1日

申請方法 郵送または申請会場で直接

申請期間 8月3日（月）～平成28年1月29日（金）

基準日時点で守口市の住民基本台帳に記録されており、発送日時点で支給対象と見込まれる人には申請書を送付しました。

なお、受給資格があると思われる人は、基準日に住民票のある市区町村へ確認してください。基準日以降に転入した人は、基準日に住民票のある市区町村へ申請してください。

申請先 健康福祉部・総務課・臨時福祉給付金担当
申請会場 守口CIDビル7階（本町2-15-18旧守口M

1Dビル）市役所より東へ約100m
受付日時 平日午前9時～午後5時30分

健康福祉部・総務課・臨時福祉給付金担当専用ダイヤル

TEL 0570・200・192

備）制度の概要については、厚生労働省まで問い合わせください。



カクンジャ

申請じゃ！

確認じゃ！

ワシも？

ワシも？

ワタシも？

ボクも？



受付日時 平日午前9時～午後6時

TEL 0570・037・192

臨時福祉給付金の詐欺などに注意

○市や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

○ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

○市や厚生労働省などの職員が「臨時福祉給付金を支給するために、手数料などの

●生活保護適正化情報ダイヤルを設置

市は、生活保護制度を厳正に運用するため、生活保護適正化情報ダイヤルを設置しています。

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活が困窮しているにも関わらず市に相談していない人の情報などを受け付け、情報をもとに独自に調査を行います。提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。

専用電話番号

06・6998・7921

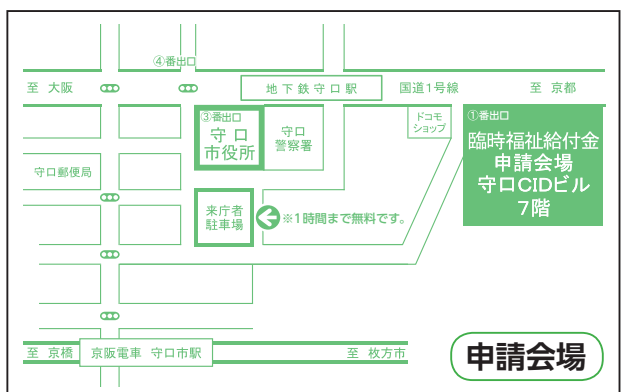
平日午前9時～午後5時30分
Moriseikatuf@city-mori

guchi-osaka.jp

問）生活福祉課

TEL 06・6992・1582

生活が困窮する人に必要な支援を行うため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



振込を求めることは絶対にありません。